

# 札幌地区空手道連盟規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この団体は、札幌地区空手道連盟と称する。

### (事務局)

第2条 この団体は、事務所を札幌市に置く。

### (目的)

第3条 この団体は、空手道の普及・発展及び関係者相互の親睦融和を図り、札幌地区市民の豊かな肉体と健全な精神を養い、心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 札幌地区内の空手道関係諸団体の統括と相互の連絡融和
- (2) 空手道の講習会及び講演会の開催
- (3) 空手道大会の開催
- (4) 公認指導員及び審判員の養成並びに資格認定
- (5) 公認段級位審査会の開催
- (6) 空手道及び体育に関する関係諸団体の実施する諸事業に対しての協力援助
- (7) その他この団体の目的を達成するために必要な事業

### (公告の方法)

第5条 この団体の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 加盟団体及び組織

### (組織)

第6条 この団体は札幌市、江別市、北広島市、石狩市（以下「札幌地区」という。）に所在する空手道団体・個人で、この団体が定める趣旨に賛同する者をもって組織する。  
2 この団体に加盟する団体・個人（以下「加盟団体等」という。）を会員とし、会員は加盟団体等が所在する区連に所属するものとする。

### (会員資格の取得)

第7条 この団体に加盟しようとする団体・個人は、別に定める入会申込書により申し込まなければならない。  
2 前項の申込があったときは、会長は理事会の議決を経て可否を決定し、ただちに当該団体等に通知するものとする。  
3 理事会において、承認された加盟団体等は、同時に北海道空手道連盟規約に定めるところの「会員」となる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、この団体の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、評議員総会において定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(処分)

第10条 会員又はその所属員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議をもって除名その他の処分をすることができる。この場合、該当する会員又はその所属員が第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合も同様とする。

- (1) この規約又はその他の規則に違反したとき
- (2) この団体への暴力的な要求行為又は法的な責任を越えた不当な要求行為をしたとき
- (3) この団体若しくは札幌市等の体育館を管理する団体に対し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為をしたとき
- (4) この団体若しくは会員に対し、風説を流布し、偽計を用いて信用を毀損し、または名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をしたとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合、理事会の日の1週間前までに、会員を除名する旨を当該会員に通知すると共に、除名の決議を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により会員を除名したときには、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第11条 会員が次のいずれかに該当することが判明若しくは至ったときは、会長は前条の手順を踏まずに会員を除名し、除名した旨を該当する団体及び会員に通知することができる。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員準構成員
- (4) 暴力団体関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

(会員資格の喪失)

第12条 会員が次のいずれかに該当する至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (3) 総理事・評議員が同意したとき
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

- (5) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
  - (6) 除名されたとき
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この団体に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 この団体は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 評議員

(評議員)

第13条 加盟団体の代表は、この団体の評議員となる。

### 第4章 役員

(役員の配置)

第14条 この団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上40名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事の人数は、次のとおりとする。
- (1) この連盟から北海道空手道連盟の理事へ推薦することができる人数
  - (2) この連盟から北海道空手道連盟の評議員へ推薦することができる人数
- この人数は、3加盟団体につき1名となる。なお、その選出人数を算定するに当り、所属する団体数が3の整数で割り切れない場合は、切り捨てるものとする。
- 上記のほか、北海道空手道連盟から同連盟の理事に推薦された者を加えるものとする。
- 3 理事のうち1名を会長とし、会長をもって代表理事とする。
- 4 理事のうち、5名以内を副会長、1名を理事長、5名以内を副理事長とすることができる。

(理事の推薦)

第15条 理事は、次の項目に該当する者の中から選出するものとする。

- (1) 事業年度前2か年において、各事業に積極的に参加し、この団体の事業運営に尽力したもの
- (2) 今後の団体運営に積極的に協力すると認められる者

(役員の選任)

第16条 役員の選任は次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事は、評議員総会の決議によって選任する。
  - (2) 会長、業務執行理事、副会長、理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 2 監事は、この団体の理事を兼ねることができない。

(理事等の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、この規約の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、この規約に定めるところにより、この団体を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、この団体の業務を執行する。
  - 4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、この団体の業務を執行する。
  - 5 副理事長は、この団体の業務を分掌執行する。
  - 6 役付理事以外の理事は、会長の命に従い、この団体の業務を分掌執行する。
  - 7 役付理事以外の理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業報告を求め、この団体の事業及び財産の状況を調査することができる。
  - 3 監事の監査については、この規約に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(役員の任期)

- 第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期評議員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期評議員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 任期の満了前に退任された理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
  - 4 理事又は監事は、第14条に定める定数を欠くときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第20条 理事及び監事は、いつでも評議員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第21条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員総会において定める総額の範囲内で、評議員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員総会の決議により別に定める。

(顧問、相談役及び参与)

- 第22条 この団体に、任意の機関として、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、次の職務を行う。
  - (1) 会長の相談に応じること
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

- 3 顧問、相談役及び参与は、理事会において選任する。
- 4 顧問、相談役及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いを受けることができる。

## 第5章 機関

(機関)

第23条 この団体に次の機関を置く。

- (1) 評議員総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 正副理事長会

(評議員総会)

第24条 評議員総会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員総会は、毎年3月に開催する。ただし、会長若しくは理事長が必要と認めたとき、又は現評議員の3分の1以上から要求があったとき隨時これを招集する。
- 3 評議員総会は会長・副会長及び評議員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、評議員は他の理事に委任して議決権を行使することができる。
- 4 評議員総会は会長が招集しその議長として議事を整理する。

(議決権)

第25条 評議員総会における議決権は、評議員一人につき1個とする。

(評議総会の議事)

第26条 評議員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 規約の改廃
- (3) 毎事業年度の事業報告及び決算の報告
- (4) 每事業年度の事業計画及び予算の決定
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 前項目に掲げるものの他、理事会で必要と認めた事項
- (7) その他評議員総会で決議するものとしてこの規約で定められた事項

(決議)

第27条 評議員総会の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条1項(2)、同じく1項(5)の決議は、評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(決議の省略)

第28条 理事又は評議員が評議員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき理事又は評議員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし

たときは、第27条に定める決議に則って評議員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が理事及び評議員の全員に対して評議員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員総会に報告することを要しないことにつき、理事及び評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第30条 評議員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその評議員総会が選出した議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

(評議員総会運営規則)

第31条 評議員総会の運営に関する必要な事項は、評議員総会において定める評議員総会運営規程によるものとする。

(理事会)

第32条 この団体に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この団体の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解任
- (4) 委員会の設置及び委員の選任
- (5) 北海道空手道連盟への推薦理事・役員の決定
- (6) 規則の制定、改廃及び変更に関する事項
- (7) 評議員総会の開催日時、場所及び目的事項の決定
- (8) その他理事会で決議するものとしてこの規約で定められた事項

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会にかいて定めた順位に従い他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べた時を除く。）は、その提案

を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第40条 理事会の運営に関する必要な事項は、この規約に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程によるものとする。

(役員会)

第41条 役員会は役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要に応じて開催する。

(役員・区連理事長会の任務)

第42条 役員会は、正副理事長会において審議された事項を基に事業の円滑な推進を図るため必要事項を審議し決定する。

(正副理事長会)

第43条 正副理事長会は会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長及び会長が必要と認めた者をもって構成する。

2 正副理事長会は、会長が必要に応じて開催する。

(正副理事長会の任務)

第44条 正副理事長会は、事業の円滑な推進を図るために必要事項を審議し決定する。

## 第6章 委員会

(委員会)

第45条 この団体の事業の円滑な運営を図るために、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程によるものとする。

## 第7章 北海道空手道連盟への役員等推薦

(北海道空手道連盟 正会員)

第46条 「北海道空手道連盟の正会員の選出等に関する規則」において選出する正会員（評議員）は、評議員総会において選出されたこの団体の理事のうち、次条により選出された者以外とする。

(北海道空手道連盟 理事)

第47条 「北海道空手道連盟の役員（理事）の選出等に関する規則」において選出する理事は、その規定数により、理事会において選出するものとする。

2 この場合、基本的にこの団体の理事長を推薦するものとし、理事長が既に北海道空手道連盟から推薦される理事である場合においては、別に選出する。

(北海道空手道連盟 顧問)

第48条 この団体の会長を北海道空手道連盟の顧問に推薦する。

(北海道空手道連盟 相談役)

第49条 北海道空手道連盟相談役への推薦者は理事会で選出する。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第50条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び收支予算)

第51条 この団体の事業計画書及び收支予算書については、毎年事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第52条 この団体の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期評議員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

## 第9章 規約の改廃及び解散

(規約の変更)

第53条 この規約は、評議員総会の決議によって改廃することができる。

(解散)

第54条 この団体は、評議員総会の決議により解散する。

(残余財産の帰属)

第55条 この団体が清算をする場合において有する残余財産の帰属は、評議員総会の決議を経る。

## 第10章事務局

### (設置等)

第56条 この団体の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

## 第11章 補則

第57条 この規約に定めるもののほか、この団体の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第58条 本連盟規約は、上部組織 北海道空手道連盟の規約に従い、その範囲内を定めることによって成立する。

## 附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年5月12日から施行する。